

1. 有期契約労働者の無期転換申込権は平成 30 年 4 月 1 日以後開始する契約から

(Q1) 雇用期間を 1 年ごとに更新しているヘルパーがいます。これからも 1 年ごとの契約更新を続けていこうと考えていますが、平成 30 年 4 月 1 日以後開始する雇用契約の期間中に、ヘルパーから「1 年ごとの更新を辞めて、ずっと働かせてほしい」と言われたら、その通りにしなければいけないのでしょうか？

(A1) 次に示す一定の条件に該当するヘルパー（有期契約労働者※）であれば、その通りにしなければなりません。

1. 雇用契約を少なくとも 1 度は更新していること
2. 平成 25 年 4 月 1 日以後に開始した有期契約労働者との雇用契約の通算期間が、5 年を超えていること
3. 有期契約労働者の申込（有期雇用契約を、無期雇用契約にしてほしい）があったこと

（解説）

平成 25 年 4 月 1 日に施行された改正労働契約法により、上記の 3 つの条件に該当する場合、「使用者は当該申込を承諾したものとみなす」こととなりました。（労働契約法第 18 条第 1 項）つまり、使用者である会社・法人はこの申込みを拒否することはできないということです。この制度が導入された背景には、「有期労働契約で働く人は全国で約 1,200 万人と推計されます。有期労働契約で働く人の約 3 割が、通算 5 年を超えて有期労働契約を繰り返し更新している実態にあり、その下で生じる雇止めの不安の解消が課題となっています。（厚生労働省「労働契約法改正のあらまし」より抜粋）」という考え方があります。

（対応方法）

- ・毎年、一定の条件に該当する有期契約労働者が何名生じるのかを把握し、無期転換申込権の発生状況を確認しておきましょう。
- ・有期契約労働者から申込があった場合の対応をどのように行うか決めておき、実際に申込があった際、適切に対応できるようにルールを決め、周知しましょう。

→合わせてご覧ください

「雇用管理改善のための業務推進マニュアル 31. 改正労働契約法の対応ポイント」

※有期契約労働者・・・雇用契約において一定の期間だけ働くことを約束した労働者のこと。雇用契約の期間は、3 か月、6 カ月、1 年と様々。ヘルパー、非常勤、パートタイマー、嘱託など名称は問わない。